

松江市告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項の規定により準用する第50条の2の規定により、
次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月24日

松江市長 上 定 昭 仁

介護機関の名称	所在地	休止年月日
訪問看護ステーションAoi	松江市西川津町1611-1	令和3年6月30日
看護小規模多機能型居宅介護Aoi		